

黄遵憲関係日本残存資料初探

佐藤 保

本稿は、昨昭和六十一年四月二十六日の本学会大会において口頭発表した「日本における黄遵憲——日本残存資料探索」の続きとして、その後新たに入手した資料の一部を紹介することを目的とする。今回紹介する資料はいずれも何如璋等使節団の初来日の際の資料で、長崎関係資料と神戸関係資料の二種類である。大会当日発表した内容は、同年十月に刊行された『近代文学における中国と日本』（伊藤虎丸他編、汲古書院）所収の拙論「黄遵憲と日本」に記したものにほぼ等しい。従って、本稿はその第二節の冒頭部分を補う日本残存資料の提供ということになる。

一 長崎関係資料

出使日本国欽差大臣何如璋および副使張斯桂の任命、かれら外交使節団の上海出航、長崎到着、さらに横浜入港から芝の増上寺境内の僧院月界院に「東京行館所」を設けるに至るまでの時間的な経緯については、すでに前稿の「黄遵憲と日本」に記してある。しかし、次に紹介しようとする資料が、長崎県立図書館所蔵の「外事課事務簿」に見える使節団歓迎の長崎港の準備に関するものであるため、前稿でも用いた何如璋の『使東述略』（『小方壺齋輿地叢鈔』本）をもとに、上海出航前後の何如璋等の行跡をあらためてやや詳しく記しておこう。

光緒二十二年十二月二日（一八七七年一月十五日）に任命された何如璋と張斯桂が、日本の西南戦争の収束に向うの

を待つて、ようやく渡日の行動に移ったのは光緒三年七月九日（一八七七、明治十年八月十七日）のことであり、その日、軍機処より「勅書」と「国書」⁽¹⁾が下付された。同月二十一日（八月二十九日）、出国の挨拶のために宮中に参内して天子に拝謁、八月四日（九月十日）北京を出てまず通州（北京市通県）に赴き、同月八日（九月十四日）天津に着いた。この日から以下、簡条書きに記す。

八月八日（九月十四日） 天津到着。直隸総督李鴻章に会い、外交上の詳細について相談する。また日本公使の森有礼とも会見。森公使は西郷の薩摩の乱がもうすぐ平定されるだろうと告げる。

八月十六日（九月二十二日） 天津の直沽で乗船。海路、南下する。

八月十七日（九月二十三日） 烟台（山東省）に碇泊。

八月十八日（九月二十四日） 山東半島東端の成山角を通過。

八月十九日（九月二十五日） 上海到着。虹口に碇泊して、租界に仮寓する。

八月二十八日（十月四日） 水路、南京に赴く。

八月三十日（十月六日） 南京到着。两江総督沈葆楨に会見、渡日のための軍艦について相談する。沈葆楨は江南製造局で造られた第五号軍艦海安号で送ることを命じた。海安号がかつて日本の各港を巡歴したことがあり、日本の航路にやや慣れていたためである。

十月十九日（十一月二十三日） 出航の日時および随行の人員について上奏。

十月二十二日（十一月二十六日） 夕刻、上船。副使張斯桂のほか、同行の人は参贊黄遵憲、正理事范錫朋、副理事余瑞、および通訳・随員の沈鼎鐘・沈文熒・廖錫恩等十余人、従僕二十六人であった。

十月二十三日（十一月二十七日） 吳淞港より出航。

十月二十六日（十一月三十日） 長崎港到着。碇泊後二十一発の大砲を打ち、マストに日章旗を掲げると、日本側も

清国旗を掲げ同数の大砲を打った。

以上が『使東述略』にもとづいて並べた時間的な経緯であるが、⁽²⁾それぞれの日の記載内容は要点のみにとどめて、『使東述略』の記述そのままではない。この時間的な推移を通覧してまず気づくことは、「国書」（信任状）の下付があることから出航まで約三か月というかなり長い時間を要していることである。特に、渡航用の船を出発地に行つて相談するなど、現在のわれわれの眼から見れば非能率的でいたずらに時間を費しているように見えるのだが、しかし、その当時にあつては何如璋等の行動がことさら遅滞していたわけではなかった。中華民国外交部檔案資料処編の『中国駐外各大・公使館歴任館長銜名年表』（外交檔案叢刊第二種 一九六九、台湾商務印書館）によつて「任命年月日」「到任年月日」「呈遞国書年月日」を調べてみると、初期の外交官派遣の場合、「任命」「到任」「呈遞国書」の間に数カ月、時には一年以上を要している例が決して少なくない。当時の交通・通信の不便に加えて、諸外国にはじめての外交使節団の派遣という事情を考慮すれば、準備にかなりの時間を必要としたのも無理からぬところがある。

次に「外事課事務簿」の資料をあげるが、便宜上「長崎資料」として番号を付す。

〔長崎資料1〕 第六十六號

今般御國駐劄清國欽使何如璋同副

使張斯桂以下隨員一同約來ル廿日^{清曆}

前後^{則チ我十月二十六日頃}第五號の軍艦ニ而本港

ヨリ皇國へ向ケ出發之積リ其節ハ御國各

港江も自然碇泊且上陸も可致哉之趣

尤も右日限者いまだ判然決定と申程

二者無之由に候得共右之趣本日其筋より

承知いたし候間此段前以御承知迄申進置候也

在上海總領事品川忠道代理

明治十年十月十六日 一等書記生水野良知

北島長崎縣令殿

『使東述略』の八月三十日(十月六日)の条項に対応するもので、使節団が「第五号の軍艦」海安号に乗ること、出発の日の不確定情報、日本の各港(この文書の場合は当然長崎港を主としてさしている)に碇泊し上陸の可能性のあること、を

今波の國駐劄清國使何非障國副
使張新桂以下隨員一同約來廿日
前後 皇國へ向出候はるる船艦は
港も自然碇泊且上陸も可致哉之趣
尤も右日限者いまだ判然決定と申程
二者無之由に候得共右之趣本日其筋より
承知いたし候間此段前以御承知迄申進置候也

明治十年十月十六日 一等書記生水野良知

北島長崎縣令殿

長崎資料 1

内容とする。これらの情報のうち「いまだ判然決定と申程二者無之由」とみずから述べている出発日だけは、その言葉通りに実際とは一カ月の違いがあったが、そのほかは正確な情報が比較的早い時期に届いたと言えよう。

以下の「資料」の中にも見える「第五号の軍艦」についてここで補足的な説明を加えれば、『清史稿』卷一三六・志一一一・兵七・海軍にこの軍艦についての記述がある。「第五号」というのは、同治八年

(一八六九)の秋に第一号軍艦万年青(万年清とも書く)が完成して以来、同年八月の第二号湄雲、同治九年(一八七〇)九月の第三号福星、同治十年(一八七二)二月の第四号伏波について、同治十二年(一八七三)に造られた第五号海安をさす。第一号から第四号までが福州船廠(閩廠)で造られたのに対し、第五号は江南船廠(滬廠)で製造された軍艦であった。清朝政府は近代的な海軍の整備をはじめは外国から船舶を購入して進めたが、同治年間に入ると曾国藩・左宗棠等の進言で造船所を開設して、軍艦の自国生産に踏みきったのである。同治五年(一八六六)には左宗棠によって中国最大の造船所である福州船廠が開かれ、翌年には李鴻章により上海に江南船廠が開設された。何如璋が用船の相談に行つた沈葆楨は左宗棠の推薦をうけて福建船政大臣になった人物で、これらの軍船の建造に深くかかわっていたのである。

また、『清史稿』海軍の同治十一年(一八七二)の記事に、海安号に関する李鴻章の上疏文が見える。それによれば、海安号は長さ三十丈、汽罐は水面下にあり、二十六門の大砲を備え、三本マストの外国軍艦の様式になつた船で、英国人やフランス人が中国最大の船だと称しているとある。李鴻章はみずからの関係した江南船廠製の海安号を誇らしげに述べたあとで、今後は長江沿岸や沿海各省に外国からの船の購入をやめさせ、必要ならば閩・滬二廠に注文して製造させることとし、国家財政の節約をはかりたい、と請願する。いわば海安号は李鴻章の自慢の軍艦だったのである。すでに「黄遵憲と日本」で紹介したように、かれはかねてから日本に使節を派遣するときには軍艦で示威しなければと考えていたが、海安号こそ最もふさわしい船と考えていたに相違ない。何如璋が北京を出たあと、八月八日(九月十四日)に天津で李鴻章に会見した際にも恐らくは海安号のことが話題にのぼつたであろうし、沈葆楨の決定にも李鴻章の意志がはたらいていたと想像されるのである。

〔長崎資料2〕 十月廿三日

二等屬三浦迪吉

外務係

砲兵分遣隊へ御通知按

外第六十八號

今般清國欽使皇國へ出發之積別紙之

通在上海我領事館より申越候ニ付御心得迄

此段及御通知候也

明治十年十月 長崎縣

砲兵長崎分遣隊

御中

藤井陸軍大尉殿

追テ本文欽使等級之義ハ別紙ニテ

御了知相成度此段申副候也

軍艦の入港ということで長崎港警備の砲兵隊への通知であるが、警備もさることながら歓迎の祝砲の準備をうながすものであったことは、以下の文書から理解できる。

〔長崎資料3〕 十月廿六日

二等屬三浦迪吉

外務係

清國欽使不日來港之義砲隊へ御通知

按

外第七拾五號

清國欽使不日來港之筈ヲ以昨廿五日外務

省ヨリ電達有之該報中祝砲云々之

義ハ御規則モ有之不該言義ニ候得共今般

政府御接遇之御都合御參考旁電

信寫入御内覽候也

明治十年十月廿六日 河内長崎縣大書記官

文中の廿五日に外務省からあったという、当然ここに付されていたはずの電信文は、いま「長崎資料」中には見えな
い。しかし、明らかにその中に祝砲に関する連絡があったので砲兵隊への通知となったのであるが、この通知に対して
は砲兵隊から直ちに問合せが出された。「外事課事務簿」では順序が前後逆になっているのを、正しく並べかえる。

〔長崎資料4〕 十月廿六日

清國欽使不日來港之筈ヲ以テ我政府

ヨリ御接遇之御都合ニ付外務省ヨリ之

電報御内報被下承領致し候就中

御國ニ對シ彼軍艦ヨリ禮砲施行致し

候節ハ勿論答砲可致定規ニ有之候

然ルニ彼使官縣廳へ來訪之節ハ

禮砲ニ不及候哉禮砲致し候儀ニ候得ハ
幾發放射致し候テ可然候哉且又貴官
御答禮之爲メ彼軍艦へ御來臨相成リ
彼ヨリ禮砲致し候節ハ答砲可致候哉
右等之儀ハ其前ニ當リ御報知可
相成事ト存し候得共預メ承知致し置
度此段及御懸合候也

十年十月廿六日 陸軍大尉藤井義信

長崎縣大書記官河内直方殿

追テ砲數ノ儀ハ特命全權公使ニテ十五發
之定則ニ候且又各國貴官ノ軍艦へ
來訪ノ禮砲ハ答砲ニ不及候様英國政府
ヨリ同盟各國へ協議ノ上本年七月一日ヨリ
施行ノ條例第一條中ニ相見へ候間
此段爲御參考申添候事

〔長崎資料5〕 十月廿九日

二等屬三浦迪吉

外務係

禮砲之義ニ付藤井大尉へ御回答按

外第七拾七號

清國欽使來港之節皇國へ對シ彼ノ軍艦

ヨリ禮砲施行候ハハ答砲勿論ニ候處彼ノ

公使縣廳來訪之節禮砲ニ不及哉其他云々

御掛合之趣致了知候然ル處外國貴官參廳

退去之際從前ハ其等級ニ因リ禮砲施行

致候慣習ニ有之候得共不都合ニ付既ニ客歲

九月十五日内外務卿へ相伺候處自今彼レ來

廳之節禮砲ハ廢止候義ト可相心得尤縣令等

其軍艦尋問之際彼レヨリ禮砲スルトキハ之ニ答

砲スルハ勿論ニ候旨指令有之然ルニ貴翰追

書本年七月一日ヨリ施行之條例第一條中之

趣ニ據レハ其軍艦へ訪問之禮砲ハ答砲ニ不及

様相見へ候ニ付該條例ニ基キ御取計可相成

方ト被存候得共該條例當果へ者達無之候ニ付可然御取計
相成度此段及御答候也

明治十年十月廿九日 長崎縣大書記官河内直方

陸軍大尉藤井義信殿

追テ右派出之使節ハ辯理大臣歟全權公使歟不

分明ニ付上海我領事へ問合せ候上可及御通知候

外交上の慣習にまだ不慣れな県当局と砲兵隊の摸索の状況が、ありありと見てとれる文書である。そして、使節の資格が判明しないことには礼砲の数も定めがたかったので、河内直方の追書にあるように、その日のうちに上海の日本領事館に問合せの電信が発せられた。

〔長崎資料6〕 十月廿九日

二等屬三浦迪吉

上海

日本領事館 長崎縣

我國へ派出ノ使節ハ最早其港へ到着

セシヤ該身分ハ全權辦理大臣カ或ハ全權

公使カ禮砲數ニ關スル故確答ヲ被下候

電信の発せられた十月廿九日（旧曆九月二十三日）に何如璋のいた場所は、はっきりしない。南京に行つて沈葆楨に会い、そのまま南京に滞在中であったのか、すでに上海に戻っていたのか、『使東述略』は一カ月半余りの記述を欠いている。電文中の「使節ハ最早其港へ到着セシヤ」というのも、恐らくこの間の事情を問いただしているのであろう。ただし、今回の問合せの主要な問題は「身分」のことであった。

〔長崎資料7〕 第七拾壹號

一 翰達覆候本月廿六日電信を以來問之

今般御國へ清國より派出之欽差發程之儀ハ

未定之段即刻電報及ひ置定而御承知を

經候儀ト存候隨而追而發程之期一定次第直ニ

當港地方官より通知可有之筈ニ候へとも頃日

猶亦取伺及ひ候ニ大約我十月十日頃

清曆
九月末

(3)

と期し候様ニも有之候處事實未得確定候へ者

孰れニモ實際之日期指定候上不取敢報告

可及旨回答有之候ニ付右邊御承知置有之度

存候

一昨廿九日電信を以來問之清國欽差之等位

使節たる歟公使たる歟何等之處祝砲之

御都合ニも關し候故取調度御報可及旨接着いたし候

右者直ニ其筋爲問合候ニ清國ニおゐてハ

御國及歐米之如く頭等二等三等ト欽差之

等級を分ち候儀者無之其本官之位級を論せず

欽差たる命を奉し候者ハ一般大小之區別なく

唯正副之差あると雖も副使も事務ニ當る時ハ

則正使之權を有し候者ト可認趣ニ而其使節と

公使之職名判然分明ニ不至候然る處此度派出之

欽使者則御國在留ト申儀ニ候へ者各國駐京全

權公使ト認候而可然哉ト愚案致し候故猶其筋へ再應

取伺を經候處各國駐京全權公使之例を援て

待遇ニ預リ候へハ聊不相當之儀無之旨報告有之候

隨而右之趣電信を以御答可及之處該使發程之

期未定之事ニも候故幸ひ明日名古屋や丸歸帆之便ニ

乘し御答及ひ度如此御座候也

明治十年十月卅日 駐上海總領事代

水野良知印

長崎縣大書記官河内直方殿

比較的長い書翰の返辭が届いたのは、文中にもあるように、使節団出發までまだ余裕がある上にたまたま上海から長崎に行く「名古屋や丸」に書翰を託して、電信を用いなかったためである。十月三十一日に上海港を出た同船は、おそらく十一月四日前後にこの書翰を長崎県にもたらしたものと推定される。

〔長崎資料8〕 十月卅一日

六等屬村上四郎

外務係

清國欽使來朝之義ニ付別紙外務卿

御達之旨當砲隊へ御通報按左ニ

相伺候也

外第七拾九號

清國欽使來朝之義ニ付別紙之通

外務卿ヨリ達有之候條御參考之爲

寫相副内々及御通報候也

明治十年十月卅一日

河内長崎縣大書記官

添付されていたはずの外務卿寺島宗則の文書は不明。まだこの時点では出発の日時、随員等が正式には決っていない。

〔長崎資料9〕

第七拾五號

曾テ過般御通知及置候御國へ駐劄スヘキ

清國欽使隨員一同愈來ル廿二日清曆則チニテ

我カ來ル廿六日本港ヨリ第五號海安軍艦ヲ以

テ御國へ向ケ出發之事ニ決定之旨一昨廿二日

報知有之候就テハ愈乘船發輪之際者

尙電報可及候得共先ツ別紙名前書附

添此段申進候也

在上海品川總領事代理

一等書記生水野良知

明治十年十一月廿四日

長崎縣大書記官河内直方殿

追テ貴港入津之上ハ兩三日間碇舶モ可致哉之趣

傳承候間爲御心得申添候

一彌電報差進候節ハ在崎品川忠道へモ

其節御通知之義モ御依頼及候

一貴地稅關長へハ別信差出不申候間乍御

手數右等の趣御通知方御依頼申進候也

(別紙)

欽差大臣何如璋

欽差副使張斯桂

三等參贊官一員

黃遵憲

正副理事官二員

范錫朋

余瑞

繙譯隨員等官共十四員

沈鼎鐘

張宗良

潘任邦

馮昭煒

麥嘉諦

沈文熒

陳文史

廖錫恩

吳廣霽

張鴻淇

陳衍範

何定求

任敬和

劉坤

眷屬十人

僕役三十餘人

行李什物箱籠大小約四百五十餘件

黃遵憲關係日本殘存資料初探

『使東述略』中の十月十九日（十一月二十三日）の記事に呼応する詳細な書翰である。日付から何如璋が出航日時と随員を上奏した翌日に発せられ、次の資料によって四日後の十一月二十八日に届いたものであることがわかる。追書の中に「在崎品川忠道」とあるのは、このとき上海総領事の品川忠道が清国使節団を迎える準備のために長崎に来ていたのであろう。

別紙に見える一行の人名は、『日本外交文書』巻十（明治十年一月—十二月）の「五 日清修好条規通商章程改正ニ関スル件」の第八六項に十二月二十四日付の「寺島外務卿ヨリ三条太政大臣宛」の文書「清国欽差大臣一行到着参省ニ付上申並ニ同上謁見ノ儀伺ノ件」があり、それに付されている「一行名前書」と、基本的には同じである。いま基本的に同じと記した理由は、当然同一でなければならぬ名簿であるのに、随員中の任敬和の名が『日本外交文書』では任敬和と書かれているからである。この人物は後日、長崎領事館に配属になった人で、詳しい経歴は明らかでないが、『日本外交文書』の方が誤っているとすべきであろう。また、「長崎資料」ではただ「眷属十人」とのみ記すのを、『日本外交文書』は「親属」として五人の名を列記する。すなわち、何其毅・張子菁・施積型・張徳耀・羅貞意の五人であるが、これは「眷属十人」中の半分を書き出したに過ぎない。なぜならば、われわれはこの五人のほかにも黄遵憲の末弟黄遵楷などの親属が同行していたことを他の資料から知りうるからである。⁽⁴⁾

『日本外交文書』に載せる名簿は、何如璋等が横浜入港のあと十二月二十四日に外務省を訪れた際に提出したものと思われるが、これに対して「長崎資料」のそれは清国が随員を正式決定したあと直ちに報せられたもので、日本側が手にした最も早い使節団名簿であった。本資料によってわれわれは使節団の総数が六十名を越えることを知るのである。『使東述略』で「共帯跟役二十六名」とする従僕の数も、本資料では「三十余人」とする。数の違いは「跟役」（従僕）のとりえ方に起因するのであろうが、前稿「黄遵憲と日本」で「一行の四〇名」としたのは訂正しなければならない。⁽⁵⁾

因みに、黄遵憲が使節団と合流したのは随員の正式決定のあった十月十九日（十一月二十三日）であつたらしい。『人境廬詩草』巻五に、「十月十九日、滬に至り、初めて何大臣如璋に随いて日本に使いす。即ち是の日に於いて上海由り東渡す。今十二年なり」（十月十九日至滬初隨何大臣如璋使日本即於是日由上海東渡今十二年矣）と題する七言律詩一首がある。「是の日」に上海を出港したというのは、『人境廬詩草箋注』の錢仲聯が指摘するように、十二年の歳月を隔てた黄遵憲の記憶違いであろうが、推測するに、この日、黄遵憲のほかにも合流する人びとがいた——というよりは、むしろこの日が一行の集合の日であつたのではなからうか。全員の集合を待ち、出発の準備にさらに三日間を要して十月二十二日（十一月二十六日）の夕刻、使節団は海安号に乗船した。

〔長崎資料10〕 十一月廿八日

二等屬三浦迪吉

外務係

清國欽使來港之義稅關へ御通知按

外第百拾貳號

清國欽使過ル廿六日上海ヨリ該國第五號

海安軍艦ニ搭シ出發之旨我領事館

ヨリ信書接到右之趣御關へ通知之義

依頼有之候條此段及御通報候也

明治十年十一月廿八日 長崎縣

長崎稅關 御中

追テ人名及ヒ荷物書附御度候也

前資料に記されていた依頼によって出された文書であることは、言うまでもない。

「外事課事務簿」に拠る資料は、ひとまず以上のごとくである。長崎税関へ連絡後二日して、海安号は長崎港に入港した。問題となっていた祝砲の数が二十一発であったことを、われわれは『使東述略』によって知るのである。同じように日本側当事者を悩ませていた県令の海安号訪問と何如璋等の県庁来訪の際の祝砲の問題は、うまく回避することができた。やはり『使東述略』に、概略つぎのような記述がある。

入港の当日、日本人通訳官が海安号を訪れ、県令の内海忠勝は着任して三日たったばかりで、事務がたてこんでいるため表敬訪問にうかがえませんが、^{*}枉げて県庁までお越しいただきたく、お待ち申上げます、と語った。それに対して、国使としてはまだ「国書」の奉呈がすまないうちは、私的な会見は不都合です、と招待を辞退した。

県庁の訪問はなかったものの、海安号は十月二十九日(十二月三日)まで長崎港に碇泊し、かねて予告されていたごとく、使節団の一行は上陸したのである。最初の上陸は入港の翌日であったが、一行は華僑の居住する「唐館」(唐人屋敷)を訪れ、天后堂に参拝した。^⑥さらにその翌日も上陸し、諏訪神社や孔子廟などを見てまわった。『使東述略』の長崎の記述は、はじめて見る日本の風物をめざらしげに、そして好意的に記されている。残念なことに、近代に入って最初に迎えた清国使節の入港・上陸の状況を伝える当時の日本側の資料をまだ入手していない。

二 神戸関係資料

十月二十九日(十二月三日)に長崎港を出た海安号は、その日は平戸港に碇泊、翌三十日(十二月四日)は下関碇泊、十一月一日(十二月五日)瀬戸内海に入って三津浜碇泊、翌日は小豆島に泊り、そして十一月三日(十二月七日)に神戸港に

到着した。この海安号の神戸入港と十一月八日(十二月十二日)の出港を伝える英字紙“THE HIOGO NEWS”(兵庫ニュース)が、いま天理大学図書館に蔵されている。

〔神戸資料一〕

THE HIOGO NEWS

December 8th, 1877.

H.F. the Chinese Minister with his suite arrived in the Chinese man-of-war *Hoi-hon* about 1 o'clock yesterday afternoon and was expected to land about 4 o'clock, but did not, electing to remain on board till this morning. We have no certain information as to his movements, but it is said that he will remain here three days before proceeding to Tokio. We understand that the Kencho had prepared a chair and carriage for him, but that he refuses to see the Gonrei or visit the Kencho, as he declines all official formalities till he has presented his credentials at Tokio. The Chinese houses were decorated with lanterns last night and there was a very effective illumination on Suwayama.

十二月八日付のこの記事は、清国欽差大臣 (His Excellency the Chinese Minister) の乗る海安号が前日の午後一時に入港し、午后四時ころ上陸すると思われたのに今朝まで船中にとどまることにしたこと、さらに長崎港のときと同様に、県庁から招待があったが、「国書」奉呈のすむまでは「権令」(県令)に会えない、と辞退したことが報じられている。同時にこの記事は、前夜、神戸在住の華僑の家々にランタンが飾られ、諏訪山にみごとなイルミネーションがともって、自国の使節団を迎えて熱狂する華僑のようすを伝える。『使東述略』から兵庫県令の招待の言葉を伝えたのが通訳官の中山繁松という人物であったことがわかるが、同書がつぶさに伝える華僑の熱狂のさまは十一月四日(十二月八日)

の上陸後の状況である。

英字紙の記事中、海安号を *Hoi-hon* と記すのは、南方音による呼称であろう。ただし、同じ日の “SHIPPING INTEL-LIGENCE” の “ARRIVALS” の欄には、船名を *Hoi-an* とする。なお、同欄から海安号が二八〇〇トンの排水量を有すること、艦長の姓が *Wong* であることを知りうる。

使節団は神戸には六日間滞在した。その間、大阪・京都などにも行き、神戸の近辺もあちこち見物した。そのときの見聞をことまかに『使東述略』は記録するが、かれらの行動のようすを伝える日本側の資料は今後の探索を俟つばかりでない。

〔神戸資料2〕

THE HIOGO NEWS

December 13rd, 1877

On the arrival at this port of the Chinese Consul, who accompanies the Minister and is expected about the 12th instant, Chinese residents will hold high festival. They are all delighted amenable to Japanese Courts. Whether the change of jurisdiction will be any advantage to them remains to be seen. — *Idem*

この記事は、清国領事——実際には劉壽鏗が神戸領事に着任するのであるが、今回来日の名簿の中にその名は見えない。領事(理事)として挙げられている范錫朋は横浜領事に、余瑞は長崎領事に就任した⁽⁷⁾——を迎えることになって、当時、日本側の裁判に不満をいっていた居留民の喜びを伝える論説的な記事である。文末に、この変化が居留民に有利にはたらくかどうかは今後の推移を見守らなければならぬと記す記者自身は、事態を必ずしも樂觀していない。在日清国人の権益を保護する問題が使節団に課せられた主要な任務の一つであった点については、前稿「黄遵憲と日本」

にも記しておいた。本資料はその旁証となるであろう。

同日の“SHIPPING INTELLIGENCE—DEPARTURES”の欄に、確かに前日の十二月十二日に海安号が横浜に向けて出港したことが記録されている。ここでは、船名を Hoi-hon とする。

神戸関係の資料は、今回は以上の二点であるが、“THE HOGO NEWS”の記事を目にしえたのはまことに僥倖といわなければならない。なぜならば、早くから外国人居留地として栄えたかに見える神戸も、明治十年当時の新聞発行は寥々たる状況であったからである。⁽⁸⁾ 本稿で紹介した長崎・神戸にかぎらず、その他の地においても、当然、当時の大ニユースであった清国使節団の来日に関しては、まだ未見の資料が埋没しているに相違ない。今後さらに探索を継続するつもりであるが、識者の情報提供を俟つこと切なるものがある。

注

- (1) 「国書」については、『日本外交文書』巻十・明治十年の一九〇ページにその全文が載せられている。
- (2) 何如璋等の出国から東京で「国書」を奉呈するまでの経緯を朝廷に正式に報告した文書が、『清光緒朝中日交渉史料』(一九七〇・一二再版、台北・文海出版社)巻一・二二葉に載せられている。光緒三年十一月二十七日(明治十年十二月三十一日)付の「何如璋等奏行抵日本呈国書摺」と題する文書で、出国および長崎等各地の寄港の日は同文書によっても確かめることができる。
- (3) この「我十月十日頃」のいう日付は、いささか理解に苦しむ。第一に十月三十日の文書であるのに十日というのはおかしい。また十月十日は旧曆九月四日で、「清曆九月末」というのも理解し難い。最も妥当な解釈は、「清曆十月十日頃」とすべきところを誤った、とすべきであろう。
- (4) 何如璋と同行の人びとに関しては、『黄遵憲と日本』でも紹介した NORIKO KAMACHI (蒲地典子) 著“REFORM IN

CHINA Huang Tsun-hsien and the Japanese Model," Council on East Asian Studies, Harvard University, 1981) 178-187
七年—一八八二年の駐日清国外交官のリストがある。同リストは公使館並びに領事館に属していた人のリストであるので、来日時のメンバーとは一致しないが、数種の資料によって作成された詳しいリストである。ただし、范錫朋を范錫明とするなど、小さな誤ちが存在する。

(5) 四〇名としたのは、平凡社東洋文庫『大河内文書』(さねとう けいしゅう編訳、一九六四)一五ページの記述による。

(6) 長崎唐人屋敷については、山本紀綱著『長崎唐人屋敷』(一九八三、謙光社) 参照。

(7) 注(4)を参照。また、『清光緒朝中日交渉史料』(前出) 卷一・二八—二九葉に光緒四年十一月十五日(一八七八、明治十一年十二月八日) 付の「何如璋等奏請在日本横浜等処分設理事官摺」があり、三人の領事の派遣の状況を知りうる。すなわち、范錫明が光緒四年一月、劉寿鏗と余璠がともに同年五月に派遣されている。

(8) 堀博・小出石史郎共訳、土居晴夫解説『神戸外国人居留地』(一九八〇、神戸新聞出版センター)の「新聞の発行」(七六—七九頁以下)の節に、明治初年の邦字・英字の新聞発行の状況が記されている。それによって、この「THE HOGO NNWS」が当時発行されていた数少ない新聞の一つであり、しかもその他はほとんど亡佚したか、まだ未刊の状態であったことがわかる。

付記 本稿で紹介した資料が、それぞれ長崎県立図書館と天理大学図書館の所蔵にかかわるものであることは本文中に記すごとくである。両機関には、貴重な資料の提供を心から感謝したい。また、長崎県立図書館の資料については、長崎総合科学大学助手の福地桂子氏、天理大学図書館のそれは神戸大学教授の寛久美子氏によって該資料の存在が判明し、かつその提供を受けた。両氏の御尽力にあつく謝意を表するとともに、今回の初歩的ながら新資料の発掘にいくらかの意味があるとするならば、その功は両氏とともに分かつべきものであることを明記しておきたい。なお、「長崎資料」の解説にあたっては、本学史学科の大口勇次郎教授の教示を仰いだ。併せて謝意を表する。